

「阿賀野川圏域流域協議会」設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は「阿賀野川圏域流域協議会」（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、阿賀野川圏域河川整備計画（案）の策定にあたり、幅広い視点から意見をを得ることを目的とする。

（構成）

第3条 協議会は、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所長又は同局新津地域整備部長又は新潟県新発田地域振興局地域整備部長又は新潟県三条地域振興局地域整備部長が依頼する委員によって構成する。

（会長）

- 第4条 協議会には、委員の互選により会長を置く。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長が指名する委員がその職務を代行する。

（協議会の開催）

- 第5条 協議会は、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所長又は同局新津地域整備部長又は新潟県新発田地域振興局地域整備部長又は新潟県三条地域振興局地域整備部長が必要に応じ開催する。
- 2 協議会の議長は会長が務める。
 - 3 協議会は委員の半数以上の出席をもって成立する。
 - 4 協議会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局の構成は次のとおりとし、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課を代表とする。

新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課
新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課
新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

（その他）

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議会の承諾を得て定める。

（附則）

この要綱は平成26年 月 日から施行する。